

東京ベイ e S G プロジェクト
Tokyo Bay Innovation Field
2026 年度 公募要領

2026 年 8 月 19 日改訂
東京都

目次

事業概要	3
フィールド提供型	4
プロジェクトサポート型	17
別紙	34

事業概要

都は、持続可能な未来の都市モデルを構築する「東京ベイ e S G プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)において、中央防波堤エリア等を活用し、最先端テクノロジーの実装に向けた「先行プロジェクト」を、令和 4 年度の事業開始以降、これまで 23 件展開してきました。

令和 8 年度は、中央防波堤エリアをより柔軟に活用し、多くの事業者には技術実装の場を提供する「Tokyo Bay Innovation Field」として事業を展開します。

具体的には、「フィールド提供型」と「プロジェクトサポート型」の支援を実施し、「フィールド提供型」では、中央防波堤エリアを無償で提供し、試作・検証段階から既製品の改良まで幅広い製品開発等を支援します。

また、従前の先行プロジェクトの支援である「プロジェクトサポート型」は、社会実装を見据え、生活や産業に身近な周辺ベイエリアを現場として、社会実装に取り組むプロジェクトを支援します。

本事業では、都内全域をイノベーションフィールドとしていく理念のもと、ベイエリアの広大なフィールドを活用した大企業やスタートアップなどの連携によるオープンイノベーションを推進し、最先端技術の社会実装を進めることを目的とします。

フィールド提供型

1 実施内容

「フィールド提供型」は、本プロジェクトの理念に賛同する事業者に対し、中央防波堤エリアの広大なフィールドを、製品や技術の実証に無償でご活用いただく事業です。

オープンイノベーションの創出に向けた取組のため、原則として事象者間の連携による活用を想定していますが、設立10年未満のスタートアップ企業は、一事業者での応募も可能です。

フィールド提供型には、一時利用タイプと常設設置タイプがあります。

【一時利用タイプ】

広大な敷地を1週間程度一時的に利用し、モビリティやロボティクスなどの機器の性能等を検証いただけます。



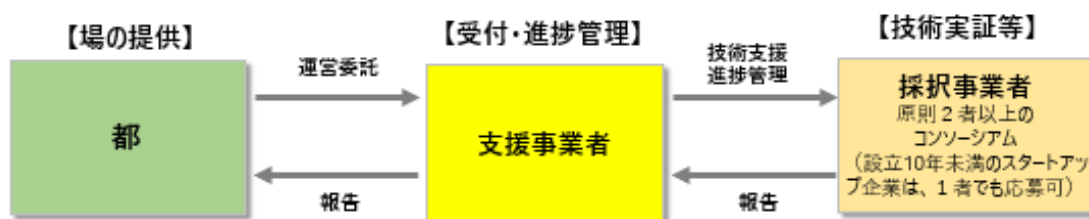
【常設設置タイプ】

都が指定した場所に小型風力発電や環境改善に資する装置などの機器を1年程度継続して設置し、性能等を検証いただけます。



なお、これまで、東京ベイeSGプロジェクト「先行プロジェクト」に採択された事業者が、3か年度のプロジェクト終了後に継続的にフィールドを活用する事業については、事業者からの申請があり、かつ都が認める場合、後述の審査なしで採択いたします。

以下に掲げるスキームイメージに則り、事業を実施します。



2 事業の内容

(1) 募集要件

① 募集内容

本プロジェクトが掲げる「自然」と「便利」が融合した持続可能な都市の実現に向けてゼロエミッション（暑さ対策含む）や、サーキュラーエコノミーなど、幅広い分野でフィールドを活用した製品開発・改良等新たな技術の社会実装に向けた取組

② 採択件数

一時利用タイプと常設設置タイプを合わせて20件程度を予定しています。

(2) 事業期間

① 一時利用タイプ

後述の「技術実証に対する支援」を受けられる期間は、原則として、利用希望日から1週間程度とします。ただし、フィールドに空きがあれば、より長い期間ご活用いただける場合もございます。

なお、実証終了後1カ月以内に実績報告書を提出いただきます。

プロジェクト終了後は、原則として、設置した設備の撤去及び原状回復をしていただきます。

② 常設設置タイプ

後述の「技術実証に対する支援」を受けられる期間は、原則として、採択決定後から1か年度（2027年3月末まで）とします。ただし、都と協議の上、必要があれば最大で1か年度延長することが可能です。

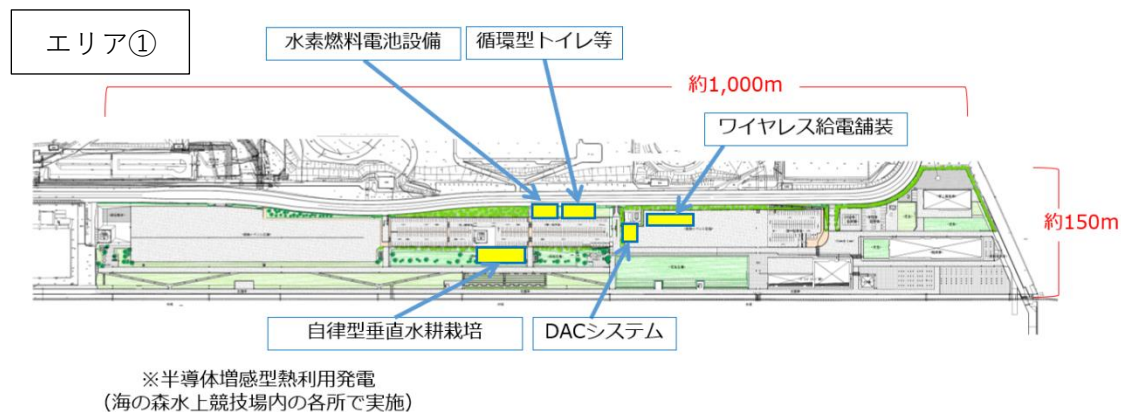
応募の際は実証の目標を明示してください。なお、実証終了後1カ月以内に実績報告書を提出いただきます。

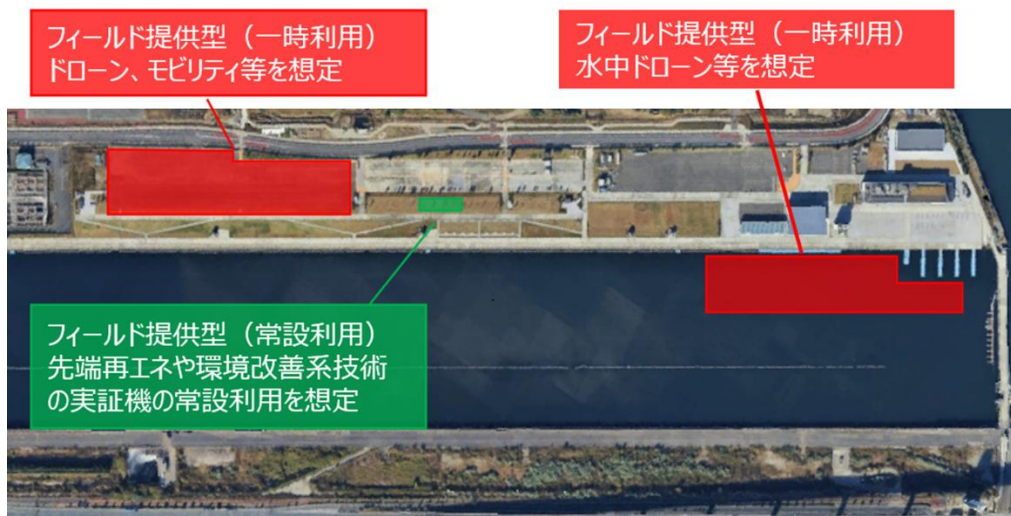
プロジェクト終了後は、原則として、設置した設備の撤去及び原状回復をしていただきます。

(3) 実施エリア【一時利用タイプ・常設設置タイプ共通】

本事業では、中央防波堤エリアへの最先端技術のさらなる集積を進めることを目指し、原則として海の森水上競技場及び海の森公園の同エリア内の下記①②③のいずれかのエリアを想定しています。系統電力、水道などの既設インフラは原則使用できません。

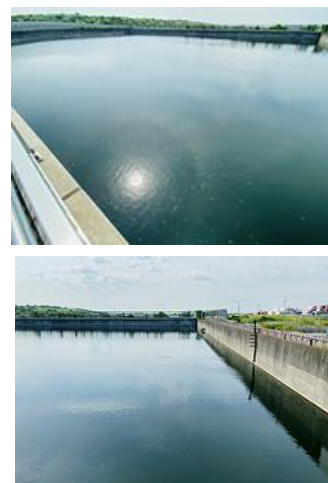
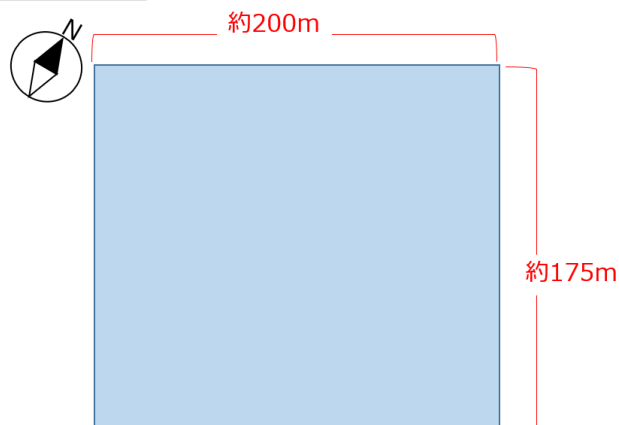
使用可能エリア①	海の森水上競技場（陸上部・競技水面）
エリアの特徴	< 共通 > ・ 開場時間は 9 時から 17 時。 ・ 施設利用（競技利用やイベント利用等）に影響のない範囲での実施に限ります。 ・ 事前に指定管理者や都との十分な調整が必要です。 ・ 当該地は野外観客席や自転車走行路が整備されています。 ・ ボート、カヌー等の競技大会や音楽フェスなどのイベントの実施時には多くの来訪者が見込まれます。 ・ 会議室も使用可能ですので、視察者への説明を屋内で行いつつ、実機のプロモーションを行っていただくことができます。（会議室の利用料は事業者負担となります。） < 陸上部 > ・ 原則、機器等の常設設置場所は海の森水上競技場内の敷地の一部に限定されます。 ・ 中央防波堤エリア全体が広大であり、施設内や海の森公園との往来などの回遊性向上に係る実証に適しています。 < 競技水面 > ・ 水中ドローンなど、海中を活用した実証などが可能です。 ・ 機器等が水没しないよう配慮して実証を行う必要があります。（水没した場合は利用者が回収。）



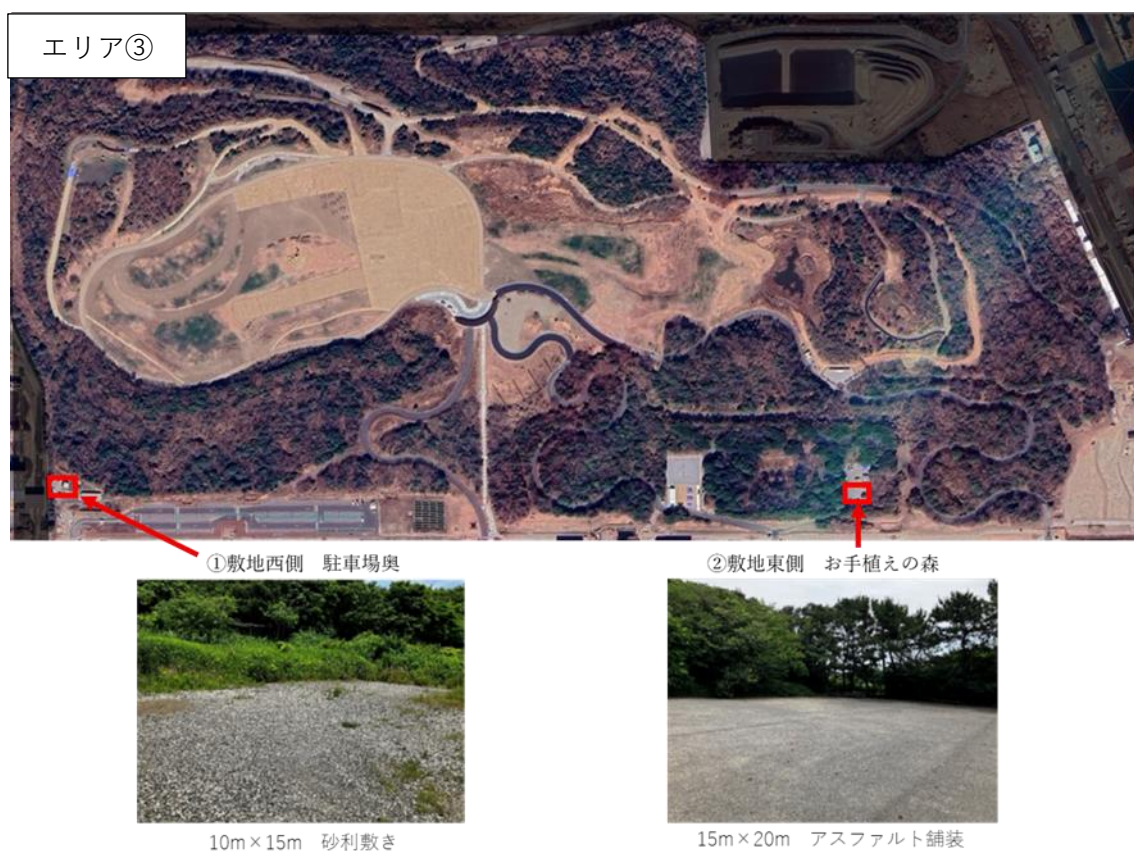


使用可能エリア②	海の森水上競技場（指定水面）
エリアの特徴	・ 開場時間は 9 時から 17 時。 ・ 施設利用に影響のない範囲での実施に限ります。 ・ 事前に指定管理者や都との十分な調整が必要です。 ・ 船舶の往来がなく、周辺を陸地で囲まれているため、穏やかな海域となっています。 ・ 競技用舟艇の退避場所等として利用されています。 ・ 水中ドローンなど、海中を活用した実証などが可能です。 ・ 水面近辺には構造物として橋梁がございます。 ・ 海底には、泥が沈殿しています。 ・ 陸路から指定水面に行くには、高さ 5 メートル程度の岸壁があるため、船を借りて現場で実証いただくことを想定しています。 ・ 実証時の船の借上料は都で負担する場合がございます。

エリア②



使用可能エリア③	海の森公園内
エリアの特徴	・ 2025 年 3 月に開園。開園時間は 7 時から 17 時。 ・ 公園利用に影響のない範囲での実施に限ります。 ・ 事前に指定管理者や都との十分な調整が必要です。 ・ 敷地の大部分が樹林地であるため、原則、機器等の常設設置場所は限定されます。(下記赤枠部のみ)。 ・ ごみ層の上に整備された公園であるため、機器等の設置にあたっては、ごみ層に影響しない工法を検討してください。 ・ 音楽フェスなどのイベントの実施時には多くの来訪者が見込まれます。 ・ 園内が広大なため、スローモビリティを活用した回遊性の向上や園内監視の省人化、効率化などの技術実証に適しています。 (園内でモビリティを走行する場合は、時速 6 km/h 以下のみ可) ・ 多くの樹木や芝生エリアが広がっているため、発生材(剪定枝等)の有効活用や草刈作業の省人化などの技術実証に適しています。



(4) 技術実証に対する支援

採択事業者は、技術実証実施準備、関係部局や関係省庁等との調整、実施に係る助言、工程管理等の支援については、支援事業者（合同会社デロイトトーマツ）から受けることができます。支援事業者の企業情報は8「支援事業者の企業情報」を参照ください。

(5) 安全面での配慮

使用及び設置する設備・機材等は、安全が十分に検証かつ保証されたものとするを前提とした上で、技術実証で使用するに当たっては、安全面への配慮について、次に掲げる全ての事項を遵守することが必要です。

① 技術実証開始前に、安全対策について実施エリアの所管部署・関係者等と調整を行い、必要な安全対策を実施すること。技術実証実施中に、実施エリアで関係者から立ち会いの要望や問い合わせがあった場合には、迅速に対応すること。

また、より一層の安全対策を講じることが可能となった場合には、当該対策を提示の上、判断を求めるなど、常に安全性の向上に努めること。（中央防波堤エリアの各実施エリア内における円滑な業務運営に支障をきたす場合は、事業を停止又は中止する可能性があります。）

② 技術実証開始後、実施エリアの所管部署・関係者等から追加の安全対策を求められた場合は、当該所管部署等と協議の上、必要な対策を講じること。

③ 現場の事業運営の支障とならないよう留意すること。

④ その他、技術実証の安全な実施のために調整が必要な事項が生じた場合、または公募要領に定めのない事項については、実施エリアの所管部署・関係者等や支援事業者等と協議の上、対応すること。

3 応募資格

応募者は原則として、次に掲げるすべての事項を満たす事業者間の2者以上のコンソーシアムとします。ただし、設立10年未満のスタートアップ企業は、1者での応募も可能です。

① 東京ベイeSGパートナーであること又は採択後に同パートナーへ入会申込をする意思があること。

② 東京ベイeSGパートナーの応募資格を満たすこと。

【参考】東京ベイeSGパートナーの応募資格

- 東京ベイeSGプロジェクトが掲げる理念や将来像、都市像に合致する取組を行っていること
- 東京ベイeSGパートナーの目的及び活動に賛同していること
- 法令等を遵守した経営と倫理により、公正で誠実な活動を行っていること
- 次に掲げる欠格条項に該当しないこと

- ・ 都税、法人税、消費税等を滞納している者
- ・ 会社更生、民事再生その他これらに準ずる申請をした者又は申立てを受けた者
- ・ 労働関係法令違反をしている者
- ・ 業務停止命令や行政処分等を受けている者
- ・ 各種助成金の不支給措置を受けている者
- ・ 東京都暴力団排除条例に関して、次のいずれか又は全ての項目に該当すると認められる者
 - a 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
 - b 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
 - c 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
 - d 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している

4 応募方法

(1) 提出書類

以下の提出書類の様式は東京ベイ e S G プロジェクトのホームページ（<https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/priorityprojects/recruitment2026.html>）よりダウンロードできます。

① 質問票（様式1）

プロジェクト全般、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合は7「問合せ」を参照し、常設設置タイプの場合は、質問票（様式1）を提出ください。一時利用タイプの場合は、様式によらずメールにて質問を受け付けます。

② 企画提案書（様式2）

③ 応募に係る誓約書（様式3）

本事業を適切に実施するため、誓約書を提出ください。

(2) 提出期間

① 一時利用タイプ

質問がある場合は電子メールにて支援事業者にご連絡ください。	2027 年 1 月 15 日（金曜日）まで随時
企画提案書（様式 2）	2027 年 1 月 29 日（金曜日）まで随時
応募に係る誓約書（様式 3）	

※一時利用タイプは提出期間を設けず、随時受付と審査を実施しますが、予定採択件数を超えた際は終了する場合があります。受付を終了する場合は、ホームページでお知らせいたします。また、応募期間内であっても規制等の関係で令和 8 年度内に実証が困難な申請は、申請時に支援事業者から個別調整する可能性がございます

② 常設設置タイプ

質問票（様式 1）	2026 年 6 月 10 日（水曜日）～ 2026 年 6 月 23 日（火曜日）正午 ※回答公表予定：2026 年 6 月 30 日（火曜日）
企画提案書（様式 2）	2026 年 7 月 1 日（水曜日）～ 2026 年 7 月 21 日（火曜日）正午 【追加公募】 2026 年 8 月 19 日（水曜日）～ 2026 年 9 月 2 日（水曜日）
応募に係る誓約書（様式 3）	

※常設設置タイプとプロジェクトサポート型は両方に応募可能です。ただし、プロジェクトサポート型で採択となった場合、常設設置タイプの応募は原則として不採択となります。

(3) 提出方法

電子メールにより提出してください。持込、郵送は受け付けません。

- 提出先（支援事業者）：合同会社デロイト トーマツ
- メールアドレス：tokyobay.esg@tohatsu.co.jp
- 件名：【東京ベイ e S G プロジェクト】 質問送付／企画提案書提出：貴事業者名

5 実施事業者の選定

(1) 選定方法

① 一時利用

一時利用の評価基準に基づき、書面審査により選定いたします。

② 常設設置

常設設置の評価基準に基づき、書面審査（一次・二次）により選定いたします。採択件数はフィールドの状況や予算を考慮のうえ、5件程度を予定しています。

(2) 選定スケジュール

① 一時利用タイプ

応募後概ね1か月後に結果を通知します。結果通知後、実証に向けた詳細な調整を実施した後、実証を行うことができます。

② 常設設置タイプ

項目	日程
一次審査（書面）	2026年8月上旬頃 【追加公募分】2026年9月上旬頃
一次審査結果通知・二次審査（書面）	2026年8月中旬～下旬 【追加公募分】2026年9月中旬～下旬
二次審査結果通知	2026年9月上旬頃 ※プロジェクトサポート型にも申請している代表事業者に関してはプロジェクトサポート型の審査状況を鑑み、採択を保留する場合があります。 【追加公募分】2026年10月上旬頃

結果通知後、実証に向けた詳細な調整を実施した後、実証を行うことができます。

ただし、東京ベイeSGプロジェクト「先行プロジェクト」採択事業の3か年度経過後の事業については、2026年3月末までに都と事業者にて協議の上、2026年4月1日から実証を行うものとします。

(3) 評価基準

① 一時利用タイプ

書類による審査事項

評価観点	評価基準
①応募要件の確認	
②プロジェクトが描くビジョンとの整合性	取組内容が東京ベイeSGプロジェクトの方向性（戦略「環境・GX」、「DX・テクノロジー」、未来の都市像「新しい価値を生み続ける世界のモデル都市」）と合致しているか。
③フィールド提供の必要性・有用性	

	フィールドを提供するにあたり、技術の開発や改良など、技術の社会実装に向けて必要かつ有用な取組となっているか。
④実証の実現性	
	フィールドの特性や法規制、利用条件などを十分に考慮した上で、安全性や実現性を十分担保した利用内容となっているか。

② 常設設置タイプ

書類による審査事項

評価観点	評価基準（一次・二次審査共通）	二次審査配点
① 応募要件の確認		—
② プロジェクトが描くビジョンとの整合性		20 点
	取組内容が東京ベイ e S G プロジェクトの方向性（戦略「環境・GX」、「DX・テクノロジー」、未来の都市像「新しい価値を生み続ける世界のモデル都市」）と合致しているか。	
③ フィールド提供の必要性・有用性		20 点
	フィールドを提供するにあたり、技術の開発や改良など、最先端技術の社会実装に向けて必要かつ有用な取組となっているか	
④ 技術の新規性・優位性		20 点
	取組内容は、最先端のテクノロジーを活用した新たな切り口のあ る内容であるか（技術単体の新規性だけでなく、連携事業者の技術 及びその他既存技術の組合せによる新規性も考慮）。	
⑤ 設置による効果		20 点
	機器等を継続的に設置することで、どのような内容を検証し、結果 を得たいか。	
⑥ 実証の実現性		20 点
	フィールドの特性や法規制、利用条件などを十分に考慮した上で、 安全性や実現性を十分担保した利用内容となっているか。	

6 留意点等

採択決定後に改めて説明を行います。あらかじめ次の点に留意してください。

- ・技術実証の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・事故等が発生しないよう安全面に十分な配慮を行った上で実施すること。事故等が発生した場合は、速やかに東京都及び支援事業者ならびに関係機関等へ報告するとともに、採択事業者の責任において原状回復や賠償等を行うこと。
- ・当初の想定と異なる事態が生じた場合は、その原因を分析し、支援事業者及び施設管理者

等の関係機関と調整した上で、解決策を提示すること。

- ・必要に応じて技術実証内容の変更を検討すること。なお、変更に当たっては、東京都及び支援事業者と協議の上、決定すること。

- ・実施エリアにおいて、技術実証で使用する機器等が意図せず損壊される等の事態が発生した場合であっても、賠償はなされないこと。

- ・本事業を広く PR するため、技術実証実施期間中の画像・映像の撮影・公表等について東京都に協力すること。

- ・技術実証の成果検証に当たり、実施後の調査（アンケートやインタビュー等）に協力すること。また、技術実証で得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供すること。なお、技術実証の成果に係るデータ等は、東京都の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載をしないこと。

- ・技術実証実施期間中は、東京都及び支援事業者の求めに応じ、必要な進捗報告を行うこと。また、東京都及び支援事業者が進捗確認のため現地に赴く場合は、その対応を行うこと。

- ・東京都及び支援事業者に対し、技術実証の成果に関する報告を実施すること。

特に「海の森水上競技場（陸上部）」は、東京都及び民間事業者が主催するイベントが多数開催される見込みであり、イベント開催時には、東京都と協議の上、その運営に協力すること。その際、イベント実施の支障とならないように、必要に応じて一時的な設置物の移動に協力すること。

- ・東京都が主催する SusHi Tech Tokyo 等の取組について、東京都と協議の上、協力すること。

- ・東京都が日本科学未来館に設置した発信・交流拠点「Tokyo Mirai Park」の取組について、東京都と協議の上、協力すること。

（参考）<https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/children/>

- ・その他、本公募要領の記載事項に疑義が生じたとき、又は本公募要領に定めのない事項については、東京都と協議の上、決定するものとする。

7 問合せ

常設設置タイプに関するプロジェクト全般、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合は、質問票（様式 1）を以下の提出先まで電子メールによりご連絡ください。一時利用タイプの場合は、様式不定です。

- 提出先（支援事業者）：合同会社デロイト トーマツ

- メールアドレス：tokyobay.esg@tohmatsum.co.jp

- 件名：【東京ベイ e S G プロジェクト】事業に関する問合せ：貴事業者名

質問票（様式 1）については、東京ベイ e S G プロジェクトのホームページ（<https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/priorityprojects/recruitment2026.html>）よりダウンロードできます。

なお、個別評価の詳細につきましては、回答いたしかねる旨ご了承ください。

8 支援事業者の企業情報

代表企業

企業名	合同会社デロイト トーマツ
代表者	木村 研一
設立	2025 年 12 月
本社所在地	東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
事業内容	合同会社デロイト トーマツは、日本の経済・社会に貢献するために多様な専門家を擁する国内最大規模のプロフェッショナルファームです。 監査・保証業務や税務・法務領域を含むデロイト トーマツ グループの総合力と国際力を活かし、複数専門分野を掛け合わせて、戦略策定から実行、またテクノロジーの実装や運用など、End-to-End のサービスを提供します。また、業界知見を深化させ、クライアントの持続的な成長や新産業創造を支援します。
URL	https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group/deloitte-tohmatsu-llc.html
本事業の責任者	田村 貴海

連携企業

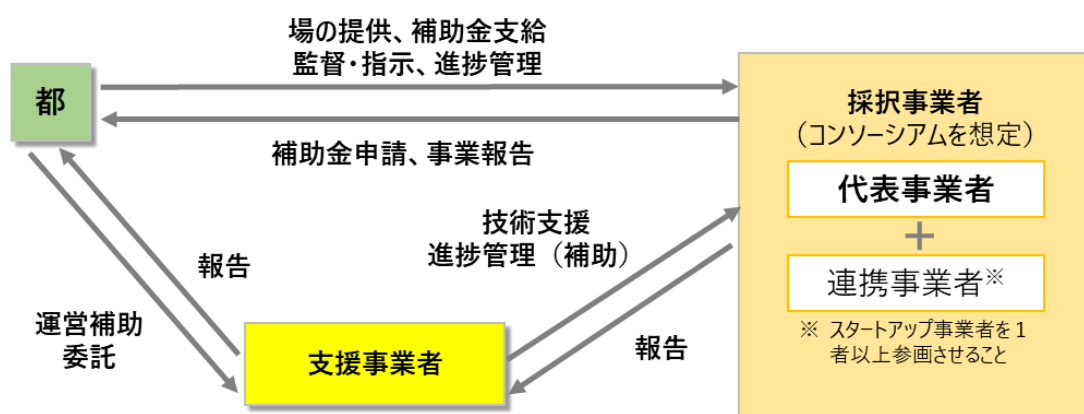
企業名	株式会社 JTB
代表者	山北 栄二郎
設立	1963 年 11 月
本社所在地	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 汐留シティセンター
事業内容	「お客様の実感価値」をすべての根幹に「ツーリズム」「エリアソリューション」「ビジネスソリューション」の 3 つを中心とした事業で新たなソリューションや顧客価値創造を展開しています。 ■ ツーリズム事業（企画提案、Web 販売、リテール、訪日インバウンド、商品企画など） ■ エリアソリューション事業（地域交流、商事、出版など） ■ ビジネスソリューション事業（MICE、プロモーション、BTM など）
URL	https://www.jtbcorp.jp/jp/
本事業の責任者	馬場 亮

プロジェクトサポート型

1 実施スキーム

「プロジェクトサポート型」は技術開発からその実装まで一貫して取り組むコンソーシアムに対し、実証エリアの提供と事業費支援を行う事業です。技術開発のみならず、技術の受け手と連携し、周辺ペイエリアでのユースケースの検証まで実施することなどを募集要件としています。

プロジェクトの採択事業者は、以下に掲げるスキームイメージに則り、プロジェクトを実施します。



※技術支援、進捗管理（補助）等の業務について、東京都から支援事業者へ委託しています。

※コンソーシアムの詳細については、2（1）「募集要件」、3「応募資格」を参照ください。

2 事業の内容

(1) 募集要件

① 募集内容

本事業は、「自然」と「便利」が融合する「持続可能な都市モデル」の実現に資する、「次世代モビリティ・ロボティクス」「最先端再生可能エネルギー」「環境改善・資源循環」の3分野の技術を活用したプロジェクトを募集・選定します。なお、複数の技術分野を組み合わせた、分野横断型のご応募も可能です。

※2025年度から次世代モビリティ分野のうち「空飛ぶクルマ」に関する技術については別途、実装プロジェクトを実施するため、募集対象外としています。

※既存の商用化済みの製品・サービスの利用に留まるものなどについては募集対象外とします。

② 採択件数

合計3件程度を予定しています。

③ 実施内容

技術開発のみならず、技術の受け手と連携したユースケースの検証まで実施するもの

とするため、技術開発事業者と将来的に当該技術を生かした製品・サービス等を活用する意向を持つ事業者がコンソーシアムを組み応募すること。詳細は3「応募資格」を参照ください。

④ 実施エリア

原則として中央防波堤エリアに加え、③のユースケースの検証のため中央防波堤エリア以外のベイエリア（以下、「周辺ベイエリア」という。）での実証を行う必要があります。詳細は2（3）の「実施エリア」を参照ください。将来的な社会実装に向けて有効なユースケース検証が具体的に示されている場合に高く評価します。

(2) プロジェクト期間

2（4）の「プロジェクトに対する支援」を受けられる期間は、最長3か年度（2029年3月末まで）とします。ただし、中央防波堤エリアの利用については、社会実装に向けたより長期間の効果計測等を支援するため、本来の利用用途・工事予定等を踏まえ支障がない範囲で、採択後に都が認めた場合は、2031年3月末まで延長することができます。1か年度目の実施期間については、採択決定後から2027年3月31日までとします。

なお、プロジェクト期間は通常3か年度（2029年3月末まで）を予定していますが、本期間での実施を完全に保証するものではありません。

応募の際は各年度の目標とともに、プロジェクト全体の最終的な目標を明示してください。なお、各年度の3月上旬までに年度ごとの実績報告書を提出いただきます。

補助金の受給については、「東京ベイ e S G プロジェクト「Tokyo Bay Innovation Field」プロジェクトサポート型補助金交付要綱」（以下、「補助金交付要綱」という。）の規定により、年度毎に補助金の申請を行ってください。また、各年度の年度末※までに当該年度の実績報告書等の必要書類を提出する必要があります。プロジェクト終了後は、原則として、設置した設備の撤去及び原状回復をしていただきます。

※事務局による事前確認のため、3月上旬にその時点での実績報告書等の必要書類をご提出いただきます。

プロジェクトの早期社会実装に向けた助言等を得るため、2か年度目及び3か年度目に外部有識者を含めた有識者レビュー（以下、「有識者レビュー」という。）を実施します。2か年度目はユースケース検証および予見される課題に対する助言・評価を受けることを目的とし、3か年度目は社会実装に向けた終了後の事業展開に対する助言・評価を受けることを目的とします。

(3) 実施エリア

本事業では、中央防波堤エリアへの最先端技術のさらなる集積を進めることを目指し、中央防波堤での実施が必要です。なお、原則として中央防波堤内の下記①～④のいずれかのエリアを使用することができます。また、プロジェクト期間のうち、3か年度目までに、

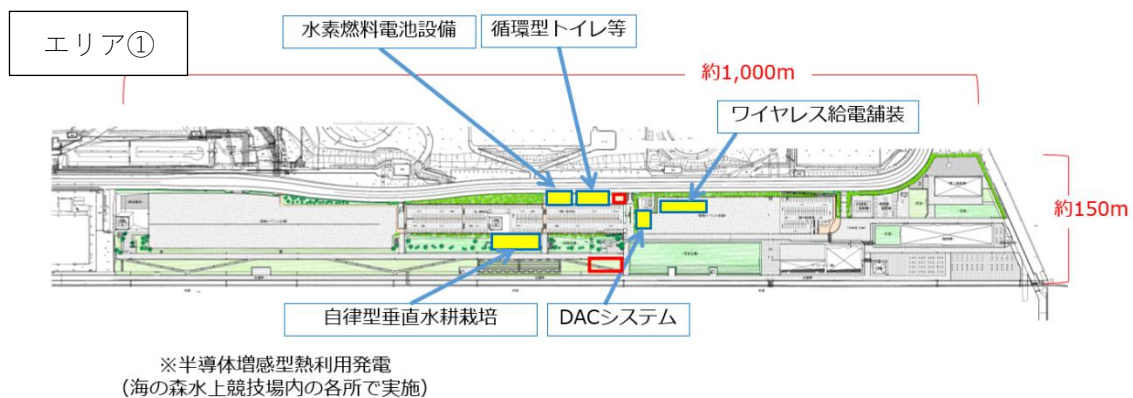
原則として周辺ベイエリアでもプロジェクトを実施する必要があります。中央防波堤及び周辺ベイエリアでのプロジェクトを実施するそれぞれの期間・内容については、応募内容に基づき、採択後に都と事業者で協議のうえ、詳細を調整することとします。

◇中央防波堤エリア

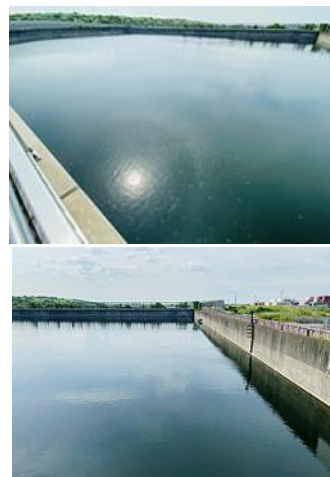
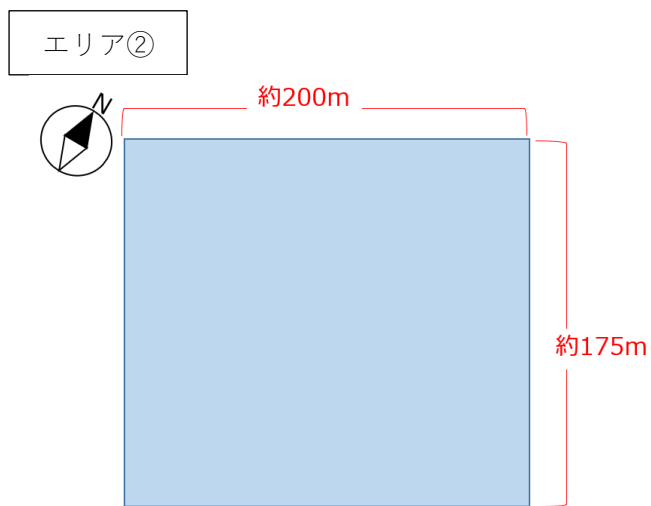
採択事業者は、東京都や支援事業者等と調整の上、本プロジェクトの実施期間において当該エリアを無償で使うことができます。なお、公募要領（別紙）の記載事項を遵守してください。



使用可能エリア①	海の森水上競技場（陸上部）
エリアの特徴	・ 開場時間は9時から17時。 ・ 施設利用（競技利用やイベント利用、場内工事、保守作業等）に影響のない範囲での実施に限ります。 ・ 事前に指定管理者や都との十分な調整が必要です。 ・ 原則、機器等の常設設置場所は海の森水上競技場内の敷地の一部に限定されます（下記赤枠部のみ）。 ・ 当該地は野外観客席や自転車走行路が整備されています。 ・ ボート、カヌー等の競技大会や音楽フェスなどのイベントの実施時には多くの来訪者が見込まれます。 ・ 中央防波堤エリア全体が広大であり、施設内や海の森公園との往来などの回遊性向上に係る実証に適しています。 ・ 会議室も使用可能ですので、視察者への説明を屋内で行いつつ、実機のプロモーションを行っていただくことができます。



使用可能エリア②	海の森水上競技場（指定水面）
エリアの特徴	・ 開場時間は 9 時から 17 時。 ・ 施設利用に影響のない範囲での実施に限ります。 ・ 事前に指定管理者や都との十分な調整が必要です。 ・ 船舶の往来がなく、周辺を陸地で囲まれているため、穏やかな海域となっています。 ・ 競技用舟艇の退避場所等として利用されています。 ・ 水面近辺には構造物として橋梁がございます。 ・ 海底には、泥が沈殿しています。 ・ 陸路から指定水面に行くには、高さ 5 メートル程度の岸壁があるため、船を借りて現場で実証いただくことを想定しています。



使用可能エリア③	海の森公園内
エリアの特徴	・ 2025 年 3 月に開園。開園時間は 7 時から 17 時。 ・ 公園利用に影響のない範囲での実施に限ります。 ・ 敷地の大部分が樹林地であるため、原則、機器等の常設設置場所は限定されます。(下記赤枠部のみ)。 ・ ごみ層の上に整備された公園であるため、機器等の設置にあたっては、ごみ層に影響しない工法を検討してください。 ・ 音楽フェスなどのイベントの実施時には多くの来訪者が見込まれます。 ・ 園内でモビリティを使用する場合は、時速 6 km/h 以下での走行が必要です。

エリア③



①敷地西側 駐車場奥



10m×15m 砂利敷き

②敷地東側 お手植えの森

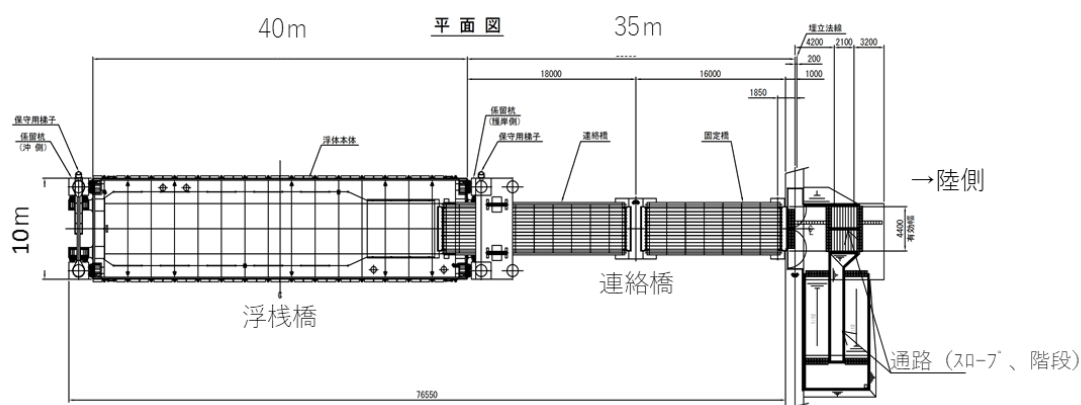


15m×20m アスファルト舗装

使用可能エリア④	海の森公園東側船着場
----------	------------

面積	浮棧橋：幅 10m × 長さ 40m
エリアの特徴	・ 浮棧橋の両側に接岸が可能です。 ・ 陸からは階段又はスロープを利用して浮棧橋へアクセス可能です。 ・ 原則、陸上、海中、海底を問わず常設の機器設置は行えません。 ・ 船着場周辺の園地で公園整備工事を計画していますので、船着場から道路へのアクセスが制限されます。事前にご確認ください。 ・ 事前に指定管理者や都との十分な調整が必要です。

エリア④



◇周辺ベイエリア

東京ベイ e S G プロジェクトでは臨海副都心エリア、中央防波堤エリアをフィールドと想定していますが、本公募では最先端技術の社会実装をさらに加速し、技術の受け手と連携したユースケースの検証までを実施する必要があるため、周辺のベイエリアについても対象範囲としています。各採択事業の具体的な場所については、事業者からの提案に基づき採択後に、協議のうえ決定するものとします。なお、東京都による実施場所の確保はしない予定であるため、事業者の所有地を活用するなど、原則、事業者にて調

整・確保をしてください。事業を実施する予定の場所について、現時点での調整状況等を応募申込の際に企画提案書へ具体的に記載してください。

(4) プロジェクトに対する支援

採択事業者は、以下のとおり支援を受けることができます。

① プロジェクト実施費用

プロジェクトの実施費用として、計3件程度のプロジェクトを対象に、2026年度は3件で総額2億4千万円を上限（1件当たり1か年度で上限8,000万円）として、プロジェクト件数や各プロジェクトの内容等に応じて費用を決定の上、補助金を支給します。なお、プロジェクトの実施費用上限及び採択件数は、調整を行う場合があります。

また、2027年度、2028年度の支援額は、東京都と事業者との協議や事業者からの提案や実施計画等を踏まえ決定するものとし、東京都の各年度歳入歳出予算に基づき、東京都議会で可決された場合において、確定するものとなります。

プロジェクト実施費用は、補助金交付要綱に基づきプロジェクトの実績報告書等の必要書類の提出後、東京都による審査を経て、補助金として支給する予定です。なお、プロジェクトの遅延等により、補助金交付申請時に提出された実施内容を満たすことができない場合は、補助金の支給額を変更する場合があります。

採択事業者は、プロジェクト応募時に各年度における所要費用を明記し、当該費用の範囲内でプロジェクトを実施していただきます。また、毎年4月に各年度の所要費用及び成果に関する計画を提出するとともに、当年度が終了するまでに実績報告書等の必要書類を提出してください。これらの書類の提出後、東京都において審査を行い、当該年度の実施費用を補助金として支給します。

応募者が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同してプロジェクトを実施する場合は、連携事業者に対する外注費等の費用を応募者のプロジェクト費用に含めることが可能です。

② その他支援

採択事業者は、プロジェクト実施準備、関係部局や関係省庁等との調整、実施に係る助言、工程管理等の支援については、支援事業者（合同会社デロイトトーマツ）から受けることができます。支援事業者の情報は9「支援事業者の企業情報」をご参照ください。

(5) 安全面での配慮

使用及び設置する設備・機材等は、安全が十分に検証かつ保証されたものとするを前提とした上で、プロジェクトで使用するに当たっては、安全面への配慮について、次に掲げる全ての事項を遵守することが必要です。

① プロジェクト開始前に、安全対策について実施エリアの所管部署・関係者等と調整を行い、必要な安全対策を実施すること。プロジェクト実施中に、実施エリアで関係者から

立ち会いの要望や問い合わせがあった場合には、迅速に対応すること。

また、より一層の安全対策を講じることが可能となった場合には、当該対策を提示の上、判断を求めるなど、常に安全性の向上に努めること。（中央防波堤エリアの各実施エリア内における円滑な業務運営に支障をきたす場合は、事業を停止又は中止する可能性があります。）

② プロジェクト開始後、実施エリアの所管部署・関係者等から追加の安全対策を求められた場合は、当該所管部署等と協議の上、必要な対策を講じること。

③ 現場の事業運営の支障とならないよう留意すること。

④ その他、プロジェクトの安全な実施のために調整が必要な事項が生じた場合、または公募要領に定めのない事項については、実施エリアの所管部署・関係者等や支援事業者等と協議の上、対応すること。

(6) 役割分担の考え方

段階	支援事業者	採択事業者
公募 選定	・応募受付、応募事業者との各種調整 ・審査・選定	・応募資料の作成
準備	・プロジェクト実施に向けた環境整備に係る支援 ・プロジェクト実施のための各種調整支援 ・プロジェクト実施準備に関する工程管理 ・プロジェクトの目標設定の支援・調整	・プロジェクト実施のための環境整備 ・プロジェクトに必要なプロダクト・サービスの準備 ・安全対策の実施
実施	・プロジェクトの実施支援 ・補助金申請の受付や審査等に係る補助	・プロジェクト実施 ・プロジェクト検証に必要なデータ収集 ・インタビュー・撮影等への協力 ・PR イベント等への協力
検証	・プロジェクト検証結果に関する意見照会 ・プロジェクト検証結果の取りまとめ ・有識者レビューの企画・運営	・プロジェクト検証の実施 ・プロジェクト検証に係るデータ提供 ・プロジェクト検証結果等に関する意見交換 ・有識者レビューにおける事業報告

3 応募資格

応募者は次に掲げるすべての事項を満たす事業者であることとします。

- ① 日本国内に法人格を持つ拠点を有していること。
- ② プロジェクトを予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- ③ プロジェクト実施期間中は、プロジェクトの実施に関し、国や他自治体（東京都の他部署を含む。）から同一の目的、実施内容、及び対象経費に関して委託や助成を受けておらず、今後も受けない予定であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑧ 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- ⑨ 東京都からの指名停止措置を講じられている者でないこと。
- ⑩ 税金の滞納をしていないこと。
- ⑪ 過去の業務その他の事情において、東京都が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。
- ⑫ 連携事業者については日本国内に拠点があり、かつ②～⑪までの事項を満たすこと
- ⑬ 最先端技術の社会実装に向け、技術開発事業者と、将来的に当該技術を生かした製品・サービス等を活用する意向を持ち、ユースケース検証に取り組む事業者がコンソーシアムを組み応募すること。
- ⑭ 連携事業者として 1 者以上、スタートアップ事業者※が参画すること。代表事業者がスタートアップ事業者である場合は、連携事業者にさらに 1 社以上スタートアップ事業者が参画すること。

※「スタートアップ事業者」とは、東京ベイ e S G プロジェクトの理念を理解し、都とともに持続可能な都市の実現に向けた取組を推進していく意思を有し、かつ応募時点で設立 10 年未満の企業をいう。

4 応募方法

(1) 提出書類

以下の提出書類の様式は東京ベイ e S G プロジェクトのホームページ（<https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/priorityprojects/recruitment2026.html>）よりダウンロードできます。

① 応募意向表明届（様式 1）

東京都及び支援事業者において応募見込み件数を把握するため、応募を検討されてい

る方は、応募意向表明 届の提出にご協力をお願いします。応募意向表明届の提出後に応募を辞退いただくことも可能です。また、応募 意向表明届の提出がない場合でも、本プロジェクトへの応募は可能であり、応募意向表明届の提出有無が審査に影響を及ぼすことはありません。

② 質問票（様式 2）

プロジェクト全般、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合は 8「問合せ」を参照し、質問票（様式 2）を提出ください。

③ 企画提案書（様式 3）

④ 補足資料（任意）

補足資料は、企画提案書を補足する内容を示す資料（PowerPoint、パンフレット等）となります。

⑤ 関心表明書（任意）

技術の受け手となる事業者等が将来的に当該技術を生かした製品等の実装に向け、事業期間終了後の連携を想定する場合は、関心表明書を提出ください。なお、本様式は任意様式のため、項目や記載する文言は追加修正いただいても構いません。事業期間終了後の製品化に向けた連携・支援の見込みについて表明いただくことで審査・採点の対象となります。なお、法的拘束力はなく、連携が義務付けられるものではありません。

⑥ 応募前確認書（様式 4）

公募要領に記載の事項をすべて理解したこと、企画提案書に虚偽記載がないことなどを応募前に確認したことを本様式でご提出ください。

⑦ 応募に係る誓約書（様式 5）

事業の実施にあたり、2（6）「役割分担の考え方」に示す役割分担により都と支援事業者とともに本事業を推進するため、誓約書を提出ください。なお、支援事業者の企業情報は 9「支援事業者の企業情報」を参照ください。

(2) 提出期間

項目	日程
応募意向表明届（様式 1）	2026 年 7 月 1 日（水曜日）～ 2026 年 7 月 24 日（金曜日）正午
質問票（様式 2）	2026 年 7 月 1 日（水曜日）～ 2026 年 7 月 15 日（水曜日）正午 ※回答公表予定： 2026 年 7 月 24 日（金曜日）
企画提案書（様式 3）	2026 年 7 月 27 日（月曜日）～ 2026 年 8 月 7 日（金曜日）正午
関心表明書（任意）	
応募前確認書（様式 4）	
応募に係る誓約書（様式 5）	

※プロジェクト全般、公募要領、提出書類等に関する不明点等を事前に相談したい場合は、7「事前相談」を参照ください。

※質問票（様式2）の詳細は8「問合せ」を参照ください。

(3) 提出方法

- 提出先：合同会社デロイト トーマツ
- メールアドレス：tokyobay.esg@tohmatu.co.jp
- 件名：【東京ベイ e S Gプロジェクト】応募意向表明届提出／企画提案書提出：
貴事業者名

5 実施事業者の選定

(1) 選定方法

書類審査、プレゼン審査（都内を予定）の2段階で実施します。

(2) 選定スケジュール

項目	日程
書類審査	2026 年 8 月中旬～下旬
プレゼン審査	2026 年 9 月上旬～中旬頃 詳細（日程・会場等）は書面審査通過事業者に別途お知らせします。）
結果発表	2026 年 9 月下旬頃

※書類審査を通過した事業者のみプレゼン審査を行っていただきます。プレゼン審査は企画提案書を基に行っていただきます。なお、プレゼン審査用の資料を別途作成する場合は、企画提案書の内容をまとめる形で準備し、新たな提案等は行わないようご注意ください。

※プレゼン審査について、万一変更が生じた場合は、別途ご連絡します。

(3) 評価基準

プロジェクトの審査・選定に当たっては、主に以下の評価基準に基づき、総合的に評価を行います。

評価観点	評価基準	配点
① 東京都が描くビジョンとの整合性		24 点
	東京都の抱える社会課題を認識した上でその解決方針が提示されているか	
	上記で提示した解決策が具体的にどのように寄与するかを明示できているか	

	取組内容が東京ベイ e S G プロジェクトの方向性（戦略「環境・GX」、「DX・テクノロジー」、未来の都市像「新しい価値を生み続ける世界のモデル都市」）と合致しているか	
② 技術の新規性・独自性	28 点	
	取組内容は、最先端のテクノロジーを活用した新たな切り口のある内容であるか（技術単体の新規性だけでなく、連携事業者の技術及びその他既存技術の組合せによる新規性も考慮）。	
	取組に活用する技術の独自性や競合優位性が実績・特許等から担保されているか	
③ 将来的な実装可能性	24 点	
	中央防波堤エリアに加え、周辺ベイエリア等での社会実装に向けたステップが連続性・具体性・現実性をもって描かれているか	
	社会実装に向けて有効なユースケース検証が描かれているか。	
	上記の各ステップとユースケース検証で想定される課題認識及び対応方針を明記できているか	
④ 応募プロジェクトの実施体制等	24 点	
	(1) スケジュール・実施体制	8 点
	実施内容が時系列で具体的に整理されるとともに、達成に向けたマイルストーンが適切に設定されているか	
	事業を円滑に遂行するための参画者の役割及び関係性が具体的に提示されているか	
	(2) 安全対策・地理的条件	8 点
	事業の遂行に当たり安全上の懸念点がリストアップされ、そのリスクに対する対処方法が明示されているか	
	事業内容の対象となる法規制や中央防波堤エリア及び周辺ベイエリアの地理・地質面で事業の実施を阻む懸念点を認識できているか	
	(3) 総額費用・効果測定	8 点
	事業の遂行に当たり必要な費用が年度ごとに細分化された形で明記され、各費用項目に対する算出根拠が明示されるとともにコストを抑える工夫が示されているか	
	事業を通じて達成する目標及び年度ごとの目標が明示されており、その目標達成に向けた検証方法が、効率的・効果的かつ実現可能な実施方法となっているか	

6 留意点等

採択決定後に改めて説明を行います、あらかじめ次の点に留意してください。

- ・採択後における、採択事業者の事由による本事業への参加辞退は、原則不可であること。
 - ・プロジェクトの実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
 - ・事故等が発生しないよう安全面に十分な配慮を行った上で実施すること。事故等が発生した場合は、速やかに東京都及び支援事業者ならびに関係機関等へ報告するとともに、採択事業者の責任において原状回復や賠償等を行うこと。
 - ・当初の想定と異なる事態が生じた場合は、その原因を分析し、支援事業者及び施設管理者等の関係機関と調整した上で、解決策を提示すること。
 - ・必要に応じてプロジェクト内容の変更を検討すること。なお、変更に当たっては、東京都及び支援事業者と協議の上、決定すること。
 - ・実施エリアにおいて、プロジェクトで使用する機器等が意図せず損壊される等の事態が発生した場合であっても、賠償はなされないこと。
 - ・本事業を広く PR するため、プロジェクト実施期間中の画像・映像の撮影・公表等について、東京都に協力すること。
 - ・プロジェクト実施期間中、ユースケース検証等のため、プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用することを希望する場合は東京都へ協議すること。
 - ・プロジェクトの成果検証に当たり、実施後の調査（アンケートやインタビュー等）に協力すること。また、プロジェクトで得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供すること。なお、プロジェクトの成果に係るデータ等は、東京都の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載をしないこと。
 - ・プロジェクト実施期間中は、東京都及び支援事業者の求めに応じ、必要な進捗報告を行うこと。また、東京都及び支援事業者が進捗確認のため現地に赴く場合は、その対応を行うこと。
 - ・東京都及び支援事業者に対し、プロジェクトの成果に関する報告を実施すること。
- 特に「海の森水上競技場（陸上部）」は、東京都及び民間事業者が主催するイベントが多数開催される見込みであり、イベント開催時には、東京都と協議の上、その運営に協力すること。その際、イベント実施の支障とならないように、必要に応じて一時的な設置物の移動に協力すること。
- ・東京都が主催する SusHi Tech Tokyo 等の取組について、東京都と協議の上、協力すること。
 - ・東京都が日本科学未来館に設置した発信・交流拠点「Tokyo Mirai Park」の取組について、東京都と協議の上、協力すること
- （参考） <https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/children/>
- ・その他、本公募要領の記載事項に疑義が生じたとき、又は本公募要領に定めのない事項については、東京都と協議の上、決定するものとする。
 - ・有識者レビューにより受けた助言・評価に対し、成果指標の設定見直し等を含めた対応方

針を整理し、支援事業者と東京都に報告すること。

・採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び 2026 年度以降の補助金の拠出を保証するものではないこと。

・採択事業者は、支援事業者とプロジェクト内容を調整の上、実施計画書を作成し、当該計画書に沿った形でプロジェクトを実施すること。なお、企画提案書に記載した内容・成果目標を、プロジェクトの基本方針とし、実施計画書を作成すること。採択事業者の都合により当初の成果目標から、大幅な変更が生じた場合は、採択を取り消す可能性があること。

・実施エリアのうち、周辺ベイエリアについて、事業者にて調整・確保ができなかった場合は、交付申請の承認を行わない可能性があり、また、すでに交付決定を行っているものについては、これを取り消す可能性があること。

・採択後に、東京ベイ e S G プロジェクトの理念に賛同する企業や団体、研究機関等と都を結ぶ官民学連携コミュニティ「東京ベイ e S G パートナー」に登録すること。

(参考) <https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/esgpartners/>

7 事前相談

プロジェクト全般、公募要領、提出書類等に関する不明点等を事前に相談したい場合は、以下の連絡先まで電子メールによりご連絡ください。

事前相談の実施期間は、企画提案書の受付開始前の 2026 年 7 月 24 日（金曜日）までとします。実施期間の終了日間際でご連絡を頂いた場合や日程が合わない場合は、事前相談を受け付けることができない可能性がありますのでご了承ください。

- 提出先：合同会社デロイト トーマツ
- メールアドレス： tokyobay.esg@tohatsu.co.jp
- 件名：【東京ベイ e S G プロジェクト】事前相談：貴事業者名

8 問合せ

プロジェクト全般、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合は、質問票（様式 2）を以下の提出先まで 電子メールによりご連絡ください。

質問の受付期間は、2026 年 7 月 15 日（水曜日）正午までとします。また、質問に対する回答は、2026 年 7 月 24 日（金曜日）を目途に、東京ベイ e S G プロジェクトのホームページ（<https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/priorityprojects/recruitment2026.html>）へ掲載する予定です。

- 提出先：合同会社デロイト トーマツ
- メールアドレス： tokyobay.esg@tohatsu.co.jp
- 件名：【東京ベイ e S G プロジェクト】事業に関する問合せ：貴事業者名

質問票（様式 2）については、東京ベイ e S G プロジェクトのホームページ（<https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/priorityprojects/recruitment2026.html>）よりダウンロード

ードできます。

なお、個別評価の詳細につきましては、回答いたしかねる旨ご了承ください。

9 支援事業者の企業情報

代表企業

企業名	合同会社デロイト トーマツ
代表者	木村 研一
設立	2025 年 12 月
本社所在地	東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
事業内容	合同会社デロイト トーマツは、日本の経済・社会に貢献するために多様な専門家を擁する国内最大規模のプロフェッショナルファームです。 監査・保証業務や税務・法務領域を含むデロイト トーマツ グループの総合力と国際力を活かし、複数専門分野を掛け合わせて、戦略策定から実行、またテクノロジーの実装や運用など、End-to-End のサービスを提供します。また、業界知見を深化させ、クライアントの持続的な成長や新産業創造を支援します。
URL	https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group/deloitte-tohmatsu-llc.html
本事業の責任者	田村 貴海

連携企業

企業名	株式会社 JTB
代表者	山北 栄二郎
設立	1963 年 11 月
本社所在地	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 汐留シティセンター
事業内容	「お客様の実感価値」をすべての根幹に「ツーリズム」「エリアソリューション」「ビジネスソリューション」の 3 つを中心とした事業で新たなソリューションや顧客価値創造を展開しています。 ■ツーリズム事業（企画提案、Web 販売、リテール、訪日インバウンド、商品企画など） ■エリアソリューション事業（地域交流、商事、出版など） ■ビジネスソリューション事業（MICE、プロモーション、BTM など）
URL	https://www.jtbcorp.jp/jp/

本事業の責任者	馬場 亮
---------	------

以上

東京ベイ e S G プロジェクト
Tokyo Bay Innovation Field
2026 年度 公募要領（別紙）

1 プロジェクトサポート型で過去に採択されたプロジェクト一覧

2026 年 3 月末現在において採択済みのプロジェクトは、下表のとおりです。実施エリアの記載内容については 2026 年度公募要領の使用可能エリアのほか、2023 年度から 2025 年度までの公募要領での実施エリアを含んでおります。

2022 年度採択プロジェクト（計 9 件）

テーマ	プロジェクト（略称）	代表実施事業者	実施エリア
次世代モビリティ	空飛ぶクルマ・ドローン	NTT コミュニケーションズ株式会社	①海の森水上競技場（陸上部）
	水空合体ドローン	KDDI スマートドローン株式会社	①海の森水上競技場（陸上部）
最先端再生可能エネルギー	洋上浮体式太陽光発電	三井住友建設株式会社	②海の森水上競技場（指定水面）
	洋上浮体式太陽光発電	東急不動産株式会社	②海の森水上競技場（指定水面）
	舗装式太陽光発電	東亜道路工業株式会社	東京都環境局中防合同庁舎
	垂直軸型風力発電	株式会社チャレナジー	①海の森水上競技場（陸上部）
	垂直軸型風力発電	三鷹光器株式会社	①海の森水上競技場（陸上部）
環境改善・資源循環	水質改善	株式会社イノカ	②海の森水上競技場（指定水面）
	水面清掃ロボット・多機能棧橋	炎重工株式会社	②海の森水上競技場（指定水面）

※技術実証用機器を 2026 年 3 月末までに撤去済み。

2023 年度採択プロジェクト（計 6 件）

テーマ	プロジェクト（略称）	代表実施事業者	実施エリア
次世代モビリティ	陸・海・空 MaaS	野村不動産株式会社	①海の森水上競技場（陸上部） ④海の森公園東側船着場
	空飛ぶクルマ	丸紅エアスペース株式会社	周辺ベイエリア
最先端再生可能エネルギー	水素生産船	株式会社商船三井	①海の森水上競技場（陸上部） ④海の森公園東側船着場
	海水からの水素生成	アンヴァール株式会社	①海の森水上競技場（陸上部）
環境改善・資源循環	コンクリートへの CO2 固定化	清水建設株式会社	①海の森水上競技場（陸上部）
	微細藻類の海上培養	株式会社アルガルバイオ	②海の森水上競技場（指定水面）

2024 年度採択プロジェクト（計 5 件）

テーマ	プロジェクト（略称）	代表実施事業者	実施エリア
最先端再生可能エネルギー	半導体増感型熱利用発電	株式会社 elleThermo	①海の森水上競技場（陸上部）
	ワイヤレス給電舗装	東亜道路工業株式会社	①海の森水上競技場（陸上部）
環境改善・資源循環	D A C システム	Planet Savers 株式会社	①海の森水上競技場（陸上部）
	D A C システム	住友電気工業株式会社	①海の森水上競技場（陸上部）
	自律型垂直水耕栽培	ランドブレイン株式会社	①海の森水上競技場（陸上部）

2025 年度採択プロジェクト（計 3 件）

プロジェクト（略称）	代表実施事業者	実施エリア
自律型ロボット	株式会社ピリカ	都立海上公園
循環型トイレ	株式会社長大	①海の森水上競技場（陸上部）
自動運転	日本空港ビルデング株式会社	①海の森水上競技場（陸上部）

2 2026 年度公募 使用可能エリア（中央防波堤エリア）について

公募要領 2（3）に記載の使用可能エリア①～④の使用に当たっては、以下の制約条件を遵守してください。

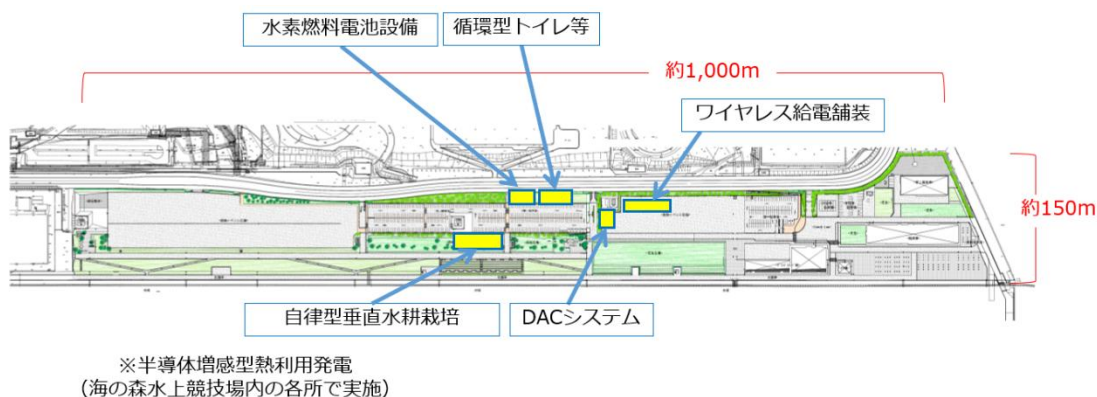


(1) 全対象エリア共通事項

- ・東京都の事業等の妨げとなる恐れのあるものは実施できません。
- ・既存の施設や設備の移動・改変を伴うものは実施できません。
- ・羽田空港の特別管制圏内であるため、事業内容に応じて関係機関との調整が必要です。
- ・水陸境界から 20 メートルの港湾隣接地域内で、1 平方メートルにつき 0.5 トン以上の荷重を有する構築物を建設しようとする場合は、知事の許可が必要（港湾法第 37 条、港湾法施行例第 14 条、<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/kouwanrinsetsu>）です。
- 0.5 トンを超えないようにするか、0.5 トンを超える場合は、護岸への影響がないよう対策（鉄板を敷く、土壌改良をする、支持層までの杭など）が必要です。
- ・系統電力、水道などの既設インフラは原則使用できません。
- ・ガソリン等の危険物の持ち込みについては原則禁止となります。

(2) 海の森水上競技場（陸上部）

【フィールド提供型・プロジェクトサポート型 共通】



・垂直水耕栽培のプロジェクト1件、DACシステムのプロジェクト1件、ワイヤレス給電舗装のプロジェクト1件、循環型トイレのプロジェクト1件及び自動運転のプロジェクト1件が実施中のため、実施場所等の調整が必要です。

・競技利用をはじめ、海の森水上競技場利用者や競技場内で実施している工事の妨げになる恐れがあるものは実施できません。

・当該期間中は周辺にて工事が行われていますので、使用箇所・時期については調整等をさせていただきます。

・施設の安全管理上、台風等の荒天時の事前対応等をお願いすることがあります。また、荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。

・プロジェクトの実施にあたって、会議室、ロビー等の施設内スペース及び水上競技コース並びに駐車場等を使用する場合は有償（利用料金等の詳細については、https://www.uminomori.tokyo/about/#txt_03を参照ください。）となります。また、ほか既存インフラ設備も含め、利用に先立ち、施設管理者との調整が必要です。

・原則として、建築確認申請を必要とする機器等の設置を前提とするプロジェクトは実施できません。

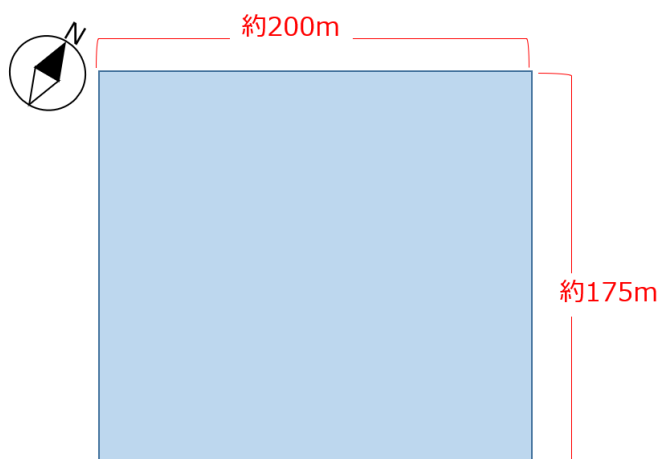
(3) 海の森水上競技場（競技水面）

【フィールド提供型のみ】

- ・競技利用をはじめ、海の森水上競技場利用者や競技場内で実施している工事の妨げになる恐れがあるものは実施できません。
- ・当該期間中は周辺にて工事が行われていますので、使用箇所・時期については調整等をさせていただきます。
- ・施設の安全管理上、台風等の荒天時の事前対応等をお願いすることがあります。また、荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。
- ・プロジェクトの実施にあたって、会議室、ロビー等の施設内スペース及び水上競技コース並びに駐車場等を使用する場合は有償（利用料金等の詳細については、https://www.uminomori.tokyo/about/#txt_03を参照ください。）となります。また、ほか既存インフラ設備も含め、利用に先立ち、施設管理者との調整が必要です。

(4) 海の森水上競技場（指定水面）

【フィールド提供型・プロジェクトサポート型 共通】



- ・船舶の航路を妨げる恐れのあるものは実施できません。
- ・競技利用をはじめ、海の森水上競技場利用者や競技場内で実施している工事の妨げになる恐れがあるものは実施できません。
- ・水面での工事等があるため、海の森水上競技場の水面を運搬経路として利用することはできません。
- ・施設の安全管理上、台風等の荒天時の事前対応等をお願いすることがあります。また、荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。

(5) 海の森公園内

【フィールド提供型・プロジェクトサポート型 共通】

- ・利用に先立ち、都及び指定管理者との間で時期・時間・場所等に関する調整が必要です。
- ・来園者（園内でのイベント参加者も含む）の公園利用を妨げる恐れのあるもの、生態系に影響を及ぼす恐れのあるもの、園内で実施する工事の妨げになる恐れがあるものは実施できません。
- ・イベントの開催や工事・点検補修等により利用不可の日程がありますので調整が必要です。
- ・荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。
- ・指定した場所（下図参照）以外で実証を行う場合は、最先端テクノロジーを活用した来園者の利便性向上や公園管理の効率化に資する取組（例：次世代モビリティによる園内移動の円滑化など）を利用例として想定しています。
- ・原則として、建築確認申請を必要とする機器等の設置を前提とするプロジェクトは実施できません。



(6) 海の森公園東側船着場

【プロジェクトサポート型のみ】

- ・高潮・荒天発生後及び震度 5 以上の地震発生後は、緊急点検により異常がないことを確認した後でなければ利用できません。
- ・プロジェクトの実施期間中、船舶の係留保管場所として使用することが可能です。ただし、使用期間については制限がかかる場合があります。

- ・電源はありませんので、照明点灯等、電気を使用する場合等は、発電機等の仮設電源が必要です。
- ・イベント便運航や点検補修等により利用不可の日がありますので、日程については調整が必要です。
- ・海の森公園東側船着場周辺の陸域は閉鎖管理となっているため、立ち入る場合は所定の手続が必要となる場合があります。
- ・工事等が予定されているため、立ち入りや利用に当たっては調整が必要です。
- ・タラップ等、利用に必要な施設は、全て事業者にてご用意ください。
- ・周辺又は近接する場所に埋設圧送管、木皮土砂分離場が設置されているため、ご注意ください。
- ・荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。